

②平成27年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書(納付書)」を送付し、お知らせします。

●保険料納付について

納付書または口座振替で納付する場合(普通徴収)

今回決定した年間保険料額から5月の暫定保険料額を差し引いた額を7月～翌年3月の5期(弥富市の納期は奇数月)で納付することになります。

年金からの天引きで納付する場合(特別徴収)

10月～翌年2月の年金が本徴収です。10月以降の保険料額は、今回決定した年間保険料額から4月・6月・8月分の仮徴収額を差し引いた額となります。

年度途中に被保険者となった方や保険料額に変更が生じた場合などは、普通徴収と特別徴収の両方になる場合があります。

③医療費の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

後期高齢者医療制度には、外来・入院時の医療費の自己負担額が減額される「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になると思われる方は保険年金課へ申請してください。

▼対象 平成27年度市民税が非課税世帯の方

▼申請に必要なもの

保険証・印鑑(シャチハタ除く)、過去1年間の入院日数の分かる領収書など(90日を超えてる方のみ)
なお、既に交付を受けている方で今年度も市民税非課税世帯の方には、新しい有効期限(平成28年7月31日)の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付しますので、更新の手続きをしていただく必要はありません。

●後期高齢者医療の自己負担限度額(月額)

負担区分	外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得のある方	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (過去1年間に3回以上該当の場合、4回目から44,400円)
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※所得の更正、世帯構成に変更があった場合は、年度途中でも自己負担限度額が変更になる場合があります。

※75歳になられたことにより資格を取得された方(毎月1日生まれの方を除く)は、75歳の誕生日は自己負担限度額が半額になります。

④後期高齢者健康診査について

市内に住所を有している後期高齢者医療保険加入者に、生活習慣病を早期発見し、重症化の予防を図るために健康診査を実施しています。

今年度実施期間: 6月1日(月)～9月30日(水)

▼問い合わせ先

市役所保険年金課福祉医療グループ(内線125・126)

後期高齢者医療制度のお知らせ

①8月から保険証が変わります

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新

後期高齢者医療保険に加入している方が現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(金)です。

8月1日(土)から使用していただく保険証は、7月下旬に簡易書留郵便でお送りします。新しい保険証の色は若草色です。

簡易書留郵便では、受け取るときに押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに「不在通知書」が入りますので、郵便支店へ再配達の依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。現在使用しているオレンジ色の保険証は、8月以降にご自分で破棄していただくか、市役所保険年金課または十四山支所へ返却してください。郵便支店での留置期間(案内に記載されている期間)を過ぎると、保険証は市役所に返還されます。その場合は、市役所保険年金課の窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証、印鑑(シャチハタ除く)、写真付きの身分証明書を持ってお越しください。

●郵送ではなく市役所での受け取りをご希望される場合

7月13日(月)午後から7月15日(水)までの間に電話などでご連絡いただき、印鑑と写真付きの身分証明書を持って、市役所保険年金課までお越しください。(十四山支所ではお取り扱いできません。)

●住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送をご希望される場合

申請が必要です。(すでに『送付先変更申請書』を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません。また、保険証は郵便支店への転送届では転送されません。)印鑑と写真付きの身分証明書を持って7月1日(水)から7月8日(水)まで(土・日曜日は除く)に市役所保険年金課へお越しください。

●保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。

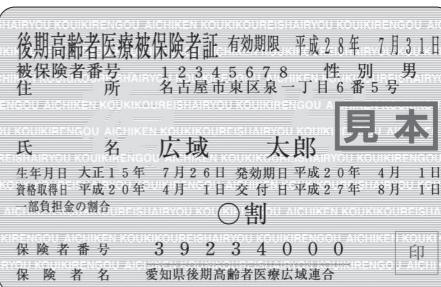
8月1日(土)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

●基準収入額適用申請

負担割合(1割または3割)は前年所得に応じて毎年決定しています。保険証の更新に伴い、負担割合が変わることがあります。負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入によっては、申請することで負担割合が1割に変わる場合がありますので、該当すると思われる方は申請をしてください。

申請により1割となる方

- ①同一世帯で被保険者が1人の場合、その収入額が383万円未満
- ②同一世帯で被保険者が2人以上の場合、その収入額の合計が520万円未満
- ③同一世帯で被保険者が1人で世帯内に高齢受給者(他の医療保険に加入している70歳～74歳の方)がある場合、その収入額の合計が520万円未満



見本